

当校の一等無人航空機操縦士講習は厚生労働大臣指定の教育訓練講座に指定されています！

特定一般教育訓練給付金をご活用いただくと ドローンの資格取得にかかる 受講費用を軽減できます！

ラボテックドローンアカデミーの国家資格「一等無人航空機操縦士」の講習は、厚生労働大臣が指定する「教育訓練講座」に認定されています。

受給要件を満たし、ハローワークにて申請を行っていただくことで、国（厚生労働省）の給付制度を活用して給付金が受け取れる可能性があります。

これは事業主向けではなく、受給要件を満たす本人が雇用保険から受けることのできる国の給付制度となります。

※支給可否・支給額はハローワークが判定します。受講開始の前に、受給資格と受講予定講座の指定番号をご確認ください。

講座修了後

40%

上限20万円

追加要件達成

10%

上限5万円

最大

50%

上限25万円

給付金対象コース

- ・一等無人航空機操縦士経験者コース
基本(25kg未満) + 限定変更：昼間+目視内

<指定番号 3022004-2620013-1>

受講料 408,320円(税込)

うち教育訓練経費 354,200円(税込)

最大給付後の負担目安 231,220円(税込)

※支給額は教育訓練経費と個人の要件に基づき、ハローワークが決定します。

支給の対象となる方

- ・雇用保険の被保険者である方又は被保険者であった方のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内の方
 - ・受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上ある方（※初めて受給される方は1年以上）
 - ・前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに新たに3年以上被保険者期間がある方（※初めて受給される方は1年以上）
- 上記のすべてを満たす方。

※必ず、ハローワークで正式な受給資格確認を行ってください。

教育訓練給付金の 支給を受けるまでの流れ



講座修了後

40%

上限20万円

まずはハローワークへご相談いただき、**キャリアコンサルティング**を経て「**ジョブ・カード**」を作成したあと、**原則受講開始の2週間前までに受給資格確認**手続きを行う必要があります。

特定一般教育訓練の講座を受講いただき、**受講修了日の翌日から起算して1か月以内**に支給申請を行い、その申請が下りた場合、**教育訓練経費の40% (上限20万円)**に相当する額が支給されます。

※ジョブカード作成等は受講開始後では支給対象となりません！

※修了＝支給申請ではありません！所定の手続きをご自身で行う必要があります。

追加要件達成

10%

上限5万円

特定一般教育訓練を**修了し、資格取得し**、かつ、**受講修了日の翌日から起算して1年以内**に**雇用保険の被保険者として就職された方、または雇用されている方は雇用された日の翌日から起算して1か月以内**にハローワークへ支給申請を行い、その申請が下りた場合、**教育訓練経費の10% (上限5万円)**に相当する額が支給されます。

講習終了後の給付金と合わせると、**教育訓練経費の50% (上限25万円)**が支給されます。

※自動的に支給されるものではありません！所定の手続きを期限内にご自身で行う必要があります。

※一般教育訓練は要件や支給率が異なります。支給額は教育訓練経費と個人の要件に基づき、ハローワークが決定します。

「教育訓練経費」とは？

$$\begin{array}{l} \text{受講総額} \\ \text{(お支払い総額)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{支給対象} \\ \text{教育訓練経費} \\ \text{(入学金+受講料)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{その他の経費} \\ \text{(施設管理費や昼食代など)} \end{array}$$

※学科試験など技能証明書発行に係る費用、その他交通費、補講費、修了審査の再審査料などは含みません。



教育訓練の内容・修了認定基準・教育訓練経費の詳細などは、講座ごとに異なりますので、受講希望者（受給希望者）の方にお申込み前にあらかじめご案内します。

支給申請に必要な書類のうち「**教育訓練修了証明書**」「**領収書**」は受講された教育訓練施設でのみ発行可能です。

修了時に、国交省登録講習機関の修了証明書とあわせてお渡しさせていただきます。その他の書類はハローワークでも入手可能です。

Q & A

Q1 会社が受講料を支払っても支給されますか？

A1 支給対象外となります。
本制度は受講された本人が受けることができますので、本人名義のお支払い（領収書も本人宛）のみ対象となります。
企業負担の場合は「人材開発支援金制度」をご検討ください。

Q2 在職中でも制度利用可能ですか？

A2 はい。雇用保険の被保険者であれば可能です。ただし要件がございますので、受給資格確認を含め、詳細はハローワークへお問い合わせください。

Q3 未経験でも一等の資格を取得できますか？

A2 非常にむずかしい資格のひとつではあると思われますが、本人の努力次第で目指すことは可能です。また卒業に向け、精一杯サポートさせていただきます。
わからないこと等ございましたらお気軽にお尋ねください！



一般教育訓練給付金をご活用いただくと ドローンの資格取得にかかる 受講費用を軽減できます！

ラボテックドローンアカデミーの国家資格「一等無人航空機操縦士」の講習は、厚生労働大臣が指定する「教育訓練講座」に認定されています。

受給要件を満たし、ハローワークにて申請を行っていただくことで、国（厚生労働省）の給付制度を活用して給付金が受け取れる可能性があります。

これは事業主向けではなく、受給要件を満たす本人が雇用保険から受けることのできる国の給付制度となります。

※支給可否・支給額はハローワークが判定します。受講開始の前に、受給資格と受講予定講座の指定番号をご確認ください。

講座修了後

受講修了日から起算して
1か月以内に支給申請を行うと

最大

20% 給付

上限10万円

支給の対象となる方

・雇用保険の被保険者

★初めて教育訓練給付を受ける方★

雇用保険に入っていた期間が**1年以上**ある方

☆教育訓練給付金の受給が初めてではない方☆

雇用保険に入っていた期間が**3年以上**ある方で、前回の受給から原則3年以上経過している方

・雇用保険の被保険者であった者

離職してから（雇用保険の被保険者資格を喪失した日から）**1年以内**に講習開始日を迎える方で
支給要件期間が**3年**（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年）**以上**ある方

※支給要件照会はハローワークにて行ってください。行わない場合でも支給申請は可能です。

教育訓練給付金の 支給を受けるまでの流れ

※同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません！



講座修了後

20%

上限10万円



一般教育訓練の講座を受講いただき、**受講修了日の翌日から起算して**

1か月以内に本院の住居を管轄するハローワークへ支給申請を行い、その申請が下りた場合、**教育訓練経費の最大20% (上限10万円)に相当する額が支給**されます。

支給申請に必要な書類のうち、教育訓練校のみで発行されるもの

- ①教育訓練修了証明書
- ②教育訓練経費に係る領収書

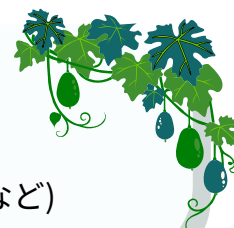
これらは**原則、再発行できません**ので紛失されませんようご注意ください。

※一般教育訓練は要件や支給率が異なります。支給額は教育訓練経費と個人の要件に基づき、ハローワークが決定します。

「教育訓練経費」とは？

受講総額 (お支払い総額) = **教育訓練経費 (入学科+受講料)** + その他の経費 (施設管理費や昼食代など)

＼支給対象／



※学科試験など技能証明書発行に係る費用、その他交通費、補講費、修了審査の再審査料などは含まれません。

対象講座一覧

講座名	指定番号
一等無人航空機操縦士 (初学者/基本のみ)	3022004-2620022-4
一等無人航空機操縦士 (初学者/基本+限定変更: 昼間)	3022004-2620032-7
一等無人航空機操縦士 (初学者/基本+限定変更: 目視内)	3022004-2620042-0
一等無人航空機操縦士 (初学者/基本+限定変更: 昼間+目視内)	3022004-2620052-2
一等無人航空機操縦士 (経験者/基本のみ)	3022004-2620062-5
一等無人航空機操縦士 (経験者/基本+限定変更: 昼間)	3022004-2620072-8
一等無人航空機操縦士 (経験者/基本+限定変更: 目視内)	3022004-2620082-0

講座名	指定番号
一等無人航空機操縦士 (初学者/学科免除/基本のみ)	3022004-2620092-3
一等無人航空機操縦士 (初学者/学科免除/基本+限定変更: 昼間)	3022004-2620102-4
一等無人航空機操縦士 (初学者/学科免除/基本+限定変更: 目視内)	3022004-2620122-7
一等無人航空機操縦士 (初学者/学科免除/基本+限定変更: 昼間+目視内)	3022004-2620122-0
一等無人航空機操縦士 (経験者/学科免除/基本のみ)	3022004-2620132-2
一等無人航空機操縦士 (経験者/学科免除/基本+限定変更: 昼間)	3022004-2620142-5
一等無人航空機操縦士 (経験者/学科免除/基本+限定変更: 目視内)	3022004-2620152-8
一等無人航空機操縦士 (経験者/学科免除/基本+限定変更: 昼間+目視内)	3022004-2620162-0

※特定一般教育訓練給付金制度対象講座もございます。お問合せ下さい。

※二等無人航空機操縦士は教育訓練給付金制度の対象外です。予めご了承ください。



教育訓練の内容・修了認定基準・教育訓練経費の詳細などは、講座ごとに異なりますので、受講希望者（受給希望者）の方にお申込み前にあらかじめご案内します。

支給申請に必要な書類のうち「**教育訓練修了証明書**」「**領収書**」は受講された教育訓練施設でのみ発行可能です。修了時に、国交省登録講習機関の修了証明書とあわせてお渡しさせていただきます。その他の書類はハローワークでも入手可能です。

Q & A

Q1 会社が受講料を支払っても支給されますか？

A1 支給対象外となります。
本制度は受講された本人が受けることができますので、本人名義のお支払い（領収書も本人宛）のみ対象となります。
企業負担の場合は「人材開発支援金制度」をご検討ください。

Q2 在職中でも制度利用可能ですか？

A2 はい。雇用保険の被保険者であれば可能です。ただし要件がございますので、受給資格確認を含め、詳細はハローワークへお問い合わせください。

Q3 未経験でも一等の資格を取得できますか？

A2 非常にむずかしい資格のひとつではあると思われますが、本人の努力次第で目指すことは可能です。また卒業に向け、精一杯サポートさせていただきます。
わからないこと等ございましたらお気軽にお尋ねください！

